

するものなるに拘らず、政府は斯る社會不安に臨みつゝ、
將に放任の態度を示し、或は袖手傍観に終始するは資本家
擁護、労働者壓迫の誹りを免るゝ能はず。宜しく内務當局
は社會的情勢を察知し、或は工場法を活用し、或は行政指
令の活用に適當なが對策を斷行せん事を望む。

一、操短即時徹慶要求闘争の件

内務大臣及、大日本紡績聯合會に左の如き決議を呈き附く。
紡績聯合會に對する決議文。

日本勞動總同盟紡織勞動組合昭和六年度大會は貴聯合會の決議に因る操業短縮の強制は、強制労働の酷烈、疾病者の續出、生活の窮迫、失業群の激化等我々紡織勞動者を極度に窮迫せしめつゝ、資本家の暴利を追及、即ち專横無慈悲の擄取を強行するものにして、斷じて之を許すべからず。我等は茲に即刻操短の解除を要求す。

右決議す

内務大臣宛の決議文

日本勞動總同盟紡織勞動組合昭和六年度大會は日本紡績聯合會の決議に因る操業短縮の強行が、從らに強制労働を酷烈ならしめ、疾病及労働災害の續出、労働者生活の窮迫、失業群の激化等我等紡織勞動者を極度に窮迫せしめて、資本家の暴利の追及、即ち專横非道の労働擄取を强行

するものなるに拘らず、政府は斯る社會不安に臨みつゝ、
將に放任の態度を示し、或は袖手傍観に終始するは資本家
擁護、労働者壓迫の誹りを免るゝ能はず。宜しく内務當局
は社會的情勢を察知し、或は工場法を活用し、或は行政指
令の活用に適當なが對策を斷行せん事を望む。

四

一、婦人労働者保護に關する件

一、婦人労働者保護に關する件

是は寄宿舎に於て婦人と接觸し得る人達との懇談會を開催する筈なりしも時期至らず將來努力す。

イ、關東同盟大會及總同盟全國大會に提出、關西紡織と協力、日常鬭爭として其の貫徹に努力す。

ロ、社會局工場監督者或は有識者又は、直接、工場に或右決議す。

關東同盟大會並總同盟全國大會

開東同盟大會

日時 昭和六年十月四日 於日本勞動會館

提出議案及説明者

三、社會民衆婦人同盟加入勸告の件 金内キノエ
四、製糸勞動者組織の件 山下越松
五、操短反対の件 齊藤 勇

總同盟全國大會

日時 昭和六年十一月十五、六、七日三日間 於日本勞動會館

提出議案及説明者

一、婦人労働者保護に關する件 松本松江
二、操短反対の件 富田繁藏

メーテー

昭和六年度第十三回メーテーに於ける吾が組合は、五ヶ所のメーテーに参加してゐる。

沿津第一、第二支部は、大衆營業の參加を承認し、山田重太郎氏總指揮となり、岳南労働會館に集合三島へと行進、參加人員五六一名(女三八〇名)、保土ヶ谷支部横濱にて參加、人員五二名(女二〇名)、川崎支部川崎にて參加、人員十名、他派と共に主催にて記念演説會を開く。

七名

請地支部 友禪工場支部 二十七名(女二名)
龜戸支部 二十名
吾嬬支部 一五名(女一〇)
以上五支部は東京に參加す。

参加地 五ヶ所

年一回の國際的闘争デーハルメーテーに、吾が組合の振はざるは甚だ憤慨である。